

## 「人種化」から「統治される者」たちの共同性へ

現代沖繩の社会運動と統治性を考える

森啓輔

### 一 はじめに

#### 一・一 本論の目的

本論の目的は、統治性の視点から、沖縄をめぐる言説編制における「人種化」に焦点を当てることで、直接行動が生起している現場をより大きな文脈の結節点として再構成することである。小さな一地域における社会運動が、国民国家や資本および軍隊という諸々の巨大な編成の集約点として構成されていることを、社会運動という時空間、特に東村高江の米軍ヘリパッド基地建設に反対する座り込みを中心に考察する。

#### 一・二 多層的連結が存在を編成すること

一地域を大きな諸編成の通過点として考察することは、常に当該地域を地域研究のような所与の枠組みに閉じ込めず、様々な諸編成に接続される通過点として描き出すことである。筆者はそのような関心から出発する。同時に社会運動を記述するということも、地域社会学的な側面のみでは十全に明らかにならないものとして捉えられるべきである<sup>1)</sup>。これはとりわけ、世界規模の編成によって支えられる米軍基地をめぐる諸問題の考察において重要な視座となる。

筆者の社会運動研究の地球的規模の関心は、帝国日本統治から米軍占領そしてポスト復帰期へと琉球／沖縄の施政権主体が

変更され、異なる構造下に置かれていたことを考察するための理論的枠組みの必要性と連動している。近年、土井智義はミシェル・フーコーの統治性の議論を用いながら、国籍を持つ主体が、外部に非国（籍）民を構成することで実体的な主体を獲得することを、琉球列島米国民政府が、米軍政の沖縄占領以来始めて「国民（琉球人）」と「外国人（非琉球人）」という国籍を制定し、非占領者内に区別を確定する過程（一九五三年以降）に焦点を当てて考察している<sup>2)</sup>。さらに土井は琉球人／非琉球人という国籍を巡る軸に、米軍要員／非米軍要員という琉球列島統治の統治／被統治主体を加えつつ考察の幅を批判的に拡張している<sup>3)</sup>。本論では統治性を巡るこれら主体の關係的形成という視点に依拠しながらも、同時に社会運動の思考や行為実践が持つ脱領土性や偶発性を理論―経験の実践系として記述したい。そのためにドリン・マッシーが述べるように、安易な経済決定論としてではなく、「特定の力關係において分節化しては大地の上に空間としてあるいは場所として」現出する

「権力―幾何学 power-geometries」<sup>4)</sup>として社会運動を見ることで、現代米日沖の關係性における社会運動の位置を考察したい。現代沖縄をめぐる言説空間の「新自由主義―資本主義的グローバルのローカルな生産」<sup>5)</sup>を批判的に分析しながら、「出来事」としての社会運動を結節点とした關係的諸アクターの多

層的な主体編成として描くことで、運動の集合的思考および行為実践の間断無き諸編成を考察の対象とすることが可能になる。

本論の視点は、「資源動員」や「運動文化」としてこれまで名付けられ実体的に指定されたものによる因果關係の析出という狭義の「運動論」とは異なる水準の力の諸編成を考察するものであり、人間の思考と行為の間に因果性を求めることのみを目的論とすることは方法として採用しない。そうではなく、「因果性」という既存の社会科学により構成される概念により、人間／非人間の存在を暗黙に実体化することが持つ限界から逃れつつ、これまでの実定的な分析枠組みから漏れ出ていた統治性を介した対形象的な主体化の關係性を批判的に考察したい。これは結果として「象徴を操る生物」としての人間<sup>6)</sup>、つまり

言語を介した象徴行為を形成し行為する生物としての人間の実践を逆説的に明らかにする枠組みとなるのである。

人間の主体化および従属化を、諸々のアレンジメントとして捉えること。この地点から考察を開始したとき、人間の主体化および従属化の諸編成の布置は、人間個体の象徴行為を超えて、非人間やモノとの關係性へと拡張されていく。本論はこのような「ポスト人間主義的展開」<sup>7)</sup>あるいは「存在論的転回」と呼ばれる潮流に共鳴していくものである。近年、とりわけ文化人類学で議論されつつある人間―非人間の対称的記述は<sup>8)</sup>、

人間の象徴体系が中心に記述される傾向にあったといえ、究極的には「人種」としての人間の集合(的あり方)を批判的に脱人間化<sup>11)</sup>脱自然化しつつ、「人間」そのものが関係的に生成することを対象とした研究であった。このような関係性への視座から見える「現実」とは、人間が非人間を媒介としながら産業化や資本主義的な価値形成をしてきた系譜である。また、自己同一性の内的統一として看取される感情が、関係的主体化を通して自発的／能動的に発動されることを、感情の配分をめぐる政治として対象化することで、批判的に考察することが可能となる<sup>12)</sup>。合理性／感情を人間の内に本質化し、人口における諸配分として思考することの限界から離脱することで、社会運動における想像力／行為の次元および可視的／不可視なものとの次元や、社会運動のヘゲモニー構築のプロセスを、力と知の結合の固有の編成として見ることが可能となる。この地点から現代沖繩における「人口」および「人種化」の編成と社会運動を論じていく。

## 二 沖繩をめぐる構造的差別と主体化のエコノミー

東村高江において二〇〇七年七月から開始された住民と支援者による現場での基地建設反対の座り込みは、二〇一四年現在

も継続している。筆者はこれまで、二〇〇七年から二〇一二年を主な対象としながら高江のヘリパッド基地建設と反基地建設の座り込みについて論じてきたが<sup>13)</sup>、本論では二〇一一年以降の高江を巡る政治社会の動きを概観してみよう。二〇一一年以降の現場における座り込みの特徴は、沖繩防衛局(以下防衛局)が座り込みによって阻止されている工程に対する焦りから、大人数の作業員を率いて現場に現れるようになったことである。これは一方で座り込みが効果的に実践されていることの現れであった。しかし、二〇〇八年一月に防衛局により住民が民事訴訟で訴えられた後の二〇〇九年一月、新たに高江区で選出された区長が条件案を表明し、二〇一〇年七月には建設受け入れに伴う補償案と負担軽減策を盛り込んだ要請書を東村に提出した<sup>14)</sup>。しかしながら、区の最高意思決定機関である区民総会によって採択された二度の移設反対決議(一九九八年、二〇〇六年)は未だ覆されておらず、区民総会の合意形成が成されないままに、区長及び区行政機関の条件案が足早に提出されて現在に至る。この条件案提出を構造的に強化しているのが、沖繩島北部を中心とした一九九〇年代後半から継続する中央集権的補助金行政であり<sup>15)</sup>、とりわけ二〇〇〇年代半ばから基地関連の補助金行政の拡大に伴い、防衛省が自治体の期待や交渉の対象となってきたことが背景としてある<sup>16)</sup>。

二〇一一年は、建設現場における防衛局が雇用した作業員と住民側との対立が激しくなり始めた時期である。同年二月には、住民側の女性一名が転倒して後頭部を打撲、病院に搬送された<sup>14)</sup>。また防衛局は作業員約一〇〇人を引き連れて作業を実施した<sup>15)</sup>。その後は裁判闘争と現場での非暴力直接行動が並行した形で実践されている。二〇一二年九月にはMV22オスブリー配備反対の沖縄県民大会が開催されたが、そこに高江の基地建设中止要請は公式には盛り込まれず<sup>16)</sup>、同年一〇月には沖縄の米軍基地へのMV22オスブリー配備が強行された。さらに同年三月一日、日本政府を原告とする那覇地裁での住民を相手取った裁判が結審し、住民一名に通行妨害禁止命令が下された<sup>17)</sup>。判決が憲法で保障されている表現の自由を奪うものだとした住民側弁護士は、福岡高裁に控訴する。しかし二〇一三年六月二六日の控訴審判決は、住民一名の通行妨害を認める判決を下した。二〇一四年二月には、六つ建設予定のヘリパッドのうちN4-1が完成、同年七月にはN4-2が完成し、防衛局は条件として土地返還を表明していたにもかかわらず、当初の予定を反故にし、これらを先行提供することを表明した<sup>18)</sup>。最高裁への上告手続が二〇一四年六月に一旦棄却されつつも<sup>19)</sup>、住民と支援団体は継続して最高裁に再審理を求める運動を二〇一四年八月現在継続中である。

国側を原告とした座り込み住民を相手取った通行妨害訴訟において、当時担当裁判長であった酒井良介が「国民同士が戦争をしているのではと思った」<sup>20)</sup>と述べたことが報道された。これは国家と住民間の力の不均衡を隠蔽している点で批判されなければならぬ。他方で、この発言から想起されるのは、「人口」という科学知の中で形成された概念を用いて行われる近代統治を、ミシェル・フーコーが国家的人種化の問題を通して考察したことである。フーコーは近代国民国家形成において「国民化」が根幹的な要素であることを述べるなかで、国家が人口「国民を形成しつつ、同時に間断無い人口化の過程のなかで正常／異常な主体を分断し人種化する戦略の理論化を試みている。フーコーによれば、国民国家による人種化は一九世紀以降、身体に働きかける「規律権力」と人口に働きかける「生権力」の双方を動員するようになる。これは「規範化の社会」<sup>21)</sup>の出現であり「身体と生命を引き受けた権力、あるいは身体という極と人口という極を合わせ持つ生命一般を引き受けた権力」<sup>22)</sup>の出現を示している。君主的権力が後退していくなかで、人種主義を国家のメカニズムに組み込むことになったのは「生権力」<sup>23)</sup>である。生権力は国家的人種主義が生物学的連続体としての人口の内部に「区切り」を入れ、かつ「劣等種が消滅すればするほど、異常な個人が抹殺されればされるほど、種に対し

て退行者が減れば減るほど、私——個人としてではなく種としての私——はより生きることになるし、より強く、より活力に溢れ、より繁殖力を持つことができるだろう<sup>(24)</sup>という論理を導き出す。かくして内戦の論理が国家的人種主義により社会内部に導入されるのであり、「人種、人種主義は、規範化の社会において処刑が容認されるための条件」<sup>(25)</sup>となる。このようにして死を与える旧いタイプの主権権力は、新たなタイプの生権力による国家的人種主義を通じて機能するようになる。

現代における国家的人種主義は、リベラルな政党政治システムと接続されつつ、マジョリテイ／マイノリティという想像的な統計的国民間の人種的地位化を生成する。この機制においてマジョリテイの価値規範は、常に人口学における平均的な主体を構成しており、ウェンディ・ブラウンが述べるようにそこに家族<sup>(26)</sup>経済関係、男性規範、および異性愛主義などが相互規定的に重なりあう<sup>(27)</sup>。フーコー的な国家人種主義とブラウンの「寛容」言説は、後者がより包括的な人種言説を展開し、フーコーが回避していた国家の正統性と「寛容」言説の相補的働きを前景化することを試みている<sup>(28)</sup>。これらを踏まえつつも、基本的に両者は国家と市民社会という二つの領域における人種主義の水準を異なる角度から考察していると考えることができ<sup>(29)</sup>。両者は戦略により親和的／敵対的な場合があるが、一方

の人種化の水準は、国家における人間の範疇を措定する暴力としての「人権」、他方の人種化の水準は、市民社会における人間の範疇を措定する「市民権」として定義付けることが可能である<sup>(30)</sup>。ブラウンの述べる「寛容」の言説は、国家的人種化が市民社会に向けて内部の他者に対する「寛容」を訴える一方、国家自身が「安全」のために他者に対し自ら過剰な暴力を振るう条件を創りだすための、人権—市民権の限定と国家への服従を目指す。フーコーの系譜学的歴史認識においては、「人口」として統治対象となった人々の間には常に分断線と闘争線が引かれ抵抗が起きているが、それは常には可視化できない。それが社会運動などの生起によってコード化<sup>(31)</sup>されることで浮かび上がるようになる。ここにおいて、社会運動が国家と市民社会に対し意味のコードをつくり出すことが重要性を帯びるのである。

### 三 権力の諸編成としての「寛容」の主体

沖繩をめぐるポスト「復帰」期の沖繩人主体は、資本主義発達期における沖繩の人々の身体の「労働力化」が日本人になることへの欲望をかき立てると同時に沖繩人としての自己憐憫を消去するという、富山一郎がかつて述べた「一方方向のプロセ

スを持つ一対の権力装置」<sup>②</sup>という規律権力の作動下に編成されている。この対形象<sup>③</sup>的な人種化の論理により、復帰後の沖縄人主体は国籍を付与されると同時に日本人主体に包摂されながら、その内部における下位主体という位置でのみ、統治権力により「許容」<sup>④</sup>されている、あるいは統治権力による二重の人種の位階化が、主体内部の亀裂として感知されたり、また分裂症として作用すると述べることも可能である。しかし同時に統治実践においては、資本以外の諸権力の重層的編成によっても力の通過点／係留点としての主体が形成されると見るべきである。ゆえに労働主体として資本主義社会に包摂されていく力のみならず、ジェンダーおよびセクシュアリティ・軍隊・家族

等の諸権力の編成により、身体は主体化される。それは一見沖縄ブーム<sup>⑤</sup>や日米軍事同盟<sup>⑥</sup>を媒介とした沖縄人主体の多文化主義的社會におけるポジティブな到来として賛美されようが、リベラル多文化主義の根幹にはブランドンが詳細に述べるところの「嫌悪の統御 (regulation of aversion)」装置としての「寛容」言説が作用している。また「寛容」の統治は、制度的なものと親和的であるのみならず、逆に対立もする。ゆえに占領期から現在にかけて、占領下での国家的<sup>⑦</sup>制度的人種化から「民主主義国家」日本においてそのような制度が不在になったとしても、「寛容」の統治における位階化は市民主体を巡り新たな

編成を組織しながら継続する。市民社会における人種言説は公私の領域を横断しながら、しかし同時に人種化に抗う公的な枠組みの成立を阻むものとして出現するのであり、だからこそ現行制度と親和的／非親和的な双方の場合において「寛容」による調整が発動可能となる。

国民という想像の共同体を常に国民化／非国民化する装置として「寛容」言説が登場すると、統治主体が脅威を被らない程度の差異は認められることになる。去った沖縄ブームにおけるクリシェと化した沖縄人主体の家族・ジェンダー・資本表象(家長としての母、混血、虚勢された父、ブルー・カラー)<sup>⑧</sup>は、常にマジョリティ主体としての日本人主体(貞淑な母、純血、一家の主としての父、ホワイト・カラー)の生産と対形象的に成立するものであり、その二項対立の言説体制が自閉的な感情構造を成立させ、また互いに強化してもいる。このような感情構造の強化は、国家あるいは市民社会の論理に矛盾しない範囲において「許容」されるのであり、日本人でありかつ沖縄人という位階化された人種性を、その主体に自発的に多文化主義として解釈させることを可能にする。また旅行者と現地民というソフトな人種化を伴った産業社会における余暇エキゾティシズムにも寄与している。さらには、その人種の位階化の「転覆」的言説である民族主義的言説も、同じ構造に基づいている。

現代の新基地建設に反対する住民はこの二元論的機制において、対形象的に想定された「お行儀の良い主体」からは過剰に「逸脱」した存在として人種化され、規格外で想定外の切片あるいははずれ値となる。はずれ値としての人種化は、統計学的人口Ⅱ国民からの逸脱、すなわち非人口Ⅱ非国民として表象され続ける。この非人口化のメカニズムは、例えば経済的主体としての主体形成は認める代わりに、政治的な主体形成は禁止する、といった多層的位階化として編成され、主体化されることとなる<sup>38)</sup>。この主体形成の多層的位階化は、市民社会内部においても経済的主体と政治的主体間の断絶を呼び込んでいるのである。

#### 四 現場を「人種的」に見る眼差しは いかにして可能か？

それでは、運動の主体を「人種」的に見ること、換言すれば他者を「人種」として形成する認識は現場をどのように対象化することで成立するのだろうか。統治権力が期待する主体と比較すると、過剰に主体化された「主体」として運動をみなす言説は、例えば高江の座り込みに対しては以下のようなものが挙げられよう。

「北部訓練場の過半を返還する大きな目的のためで、反対ということ自体私にはなかなか合点がいかない」<sup>39)</sup>(二〇一一年、元沖繩防衛局田中聡局長)

「反対行動をする人もいると思う。状況を把握しながら、よく相談し、しっかり調整しながら区民に説明したい。説明は工事と並行して行いたい」<sup>40)</sup>(二〇一〇年、元沖繩防衛局真部朗局長)

「二割を犠牲にしても八割を生かしたほうがいい」<sup>41)</sup>(二〇〇八年、元東村長)

東村高江における反対運動は、一九九六年SACO合意における北部訓練場北側「過半」返還の条件として、南側の残存施設に返還側のヘリ着陸帯(以下ヘリパッドと明記)を建設する計画が開示されたことに端を発する。二〇〇六年の二月、日米合同委員会後に移設ヘリパッドの位置が決定され、高江区の近隣に建設される形になった<sup>42)</sup>。しかし「過半」返還はヘクタール数の約五一％の水準であり<sup>43)</sup>、半分をわずかに超えるに過ぎないレトリック重視の言説であった。

高江における住民運動に対して、政府役人やそのヘゲモニーに追従する地域エリートが「不寛容」の言葉を社会運動主体に

発話する時、力を持つものの「普遍」としての位置からの眼差しが成立している。防衛局による建設計画の説明責任の著しい欠如と不誠実さから、直接行動を有して抗議する住民を裁判で訴えることを、「説明と工事」は平行して行うという矛盾を語るその高み。数字のレトリックで言説的なインパクトを重視し、同時に建設計画に直接影響を受ける人々の生活が「犠牲」になっても是とする、「過半」返還<sup>45</sup>や「マジョリテイ」という大義に集落を従属させる語り。そもそも、想定された「主体」像を逸脱した他者に対して、その主体形成の是正を要求するという権利や、行為の源泉を主体に閉じ込めて人種化する論理はどのように成立するのだろうか。ブラウンは、現代リベラリズムにおいて普遍的な文明が不寛容に直面する際の論理をこう指摘している。普遍主義としての寛容な文明が自らの限界にぶつかるるとき、「それは政治的あるいは文化的な差異に遭遇したといわずに、文明それ自体の限界に遭遇した」<sup>46</sup>と述べる。こうして他者を存在論的に差異化し、自己と他者の間に「寛容が流通させている存在論、情動、エートスという反政治的な言語」<sup>47</sup>を言説体制のヘゲモニーとして確立し、そのことにより「権力、社会的、正義という言語」<sup>48</sup>から成る言説体制を成立させる基盤を削り取っていく。とりわけ一九七二年以降も、沖縄の人々の権利要求に対して、「寛容が、従属化と周辺化の是正

にかかわる普遍主義、平等主義といった、リベラルな言説のほかに要素の代補<sup>49</sup>として機能し「従属化と周辺化」<sup>48</sup>の主体形成を継続させる。これにより主体が行為の源泉とみなされ本質化し、統治主体による過剰な暴力の行使や行政法の不十分な順守といった出来事が運動主体に対して作用することで正当化されるのであり、「国際的なリベラルな統治性のしばしば暴力的な帝国主義を正統化する役割を果た」<sup>49</sup>すことが可能となるのである。しかし同時に、様々な現場での長年の建設拒否の直接行動が切り開いた可能性が、法や規律の権力作用を押しとどめたからこそ「寛容」の言説が登場した面も否定できない。国家は社会的に従属的な集団の要求と交渉するときに「平等な処遇」という約束を守れなくなり、平等よりも差異に焦点をあてるようになると、寛容について騒々しく語り始める<sup>50</sup>のである。それが上記の発言には隠されている。「寛容」は不平等を差異で覆い隠すのである。

## 五 モデル・マイノリティ 体制翼賛型少数者形成と人種化の内戦

このように、国家と資本の枠を超えないという範囲において主体を「制限すべきである」との呼びかけは、沖縄人と自己画定された内部からも起きていることを指摘しなければな

らない。これは体制翼賛型少数者としての主体化である。体制翼賛型少数者とは酒井直樹による定義によれば「植民地支配のなかで少数者がしばしば陥る自己確定の形態」<sup>(51)</sup>であり「自己の民族性や社会的身元の多数者による認知を要求しつつ、同時に本人を『少数者』にしてしまっている体制に翼賛する、つまり体制の基本構造を正当化しようとする」<sup>(52)</sup>主体化である。体制翼賛型少数者としての沖繩人という表象は、高良倉吉らの「沖繩イニシアティヴ」に代表される、日米安全保障体制を下から支える沖繩主体の登場から顕著に表れている<sup>(53)</sup>。高良の論理は、伊波普猷と新川明を媒介としながら、米国との「人種的差異」<sup>(54)</sup>および日本との「文化的差異」により沖繩の特異性を際立たせる。さらに復帰運動を焦点化しながら、日本国家への沖繩の人々の帰属の欲望を米国統治から日本統治への希求と読みつつ、日沖の歴史的相違を超えていかにして国民統合が可能なのかを論じている。しかしながら高良の視点は「歴史責任の主体」<sup>(55)</sup>を追及するよりも「未来のイニシアティヴ」<sup>(56)</sup>を沖繩主体がいかにして担うのか、という過去忘却型の議論へと収斂されていくのであり、議論の核心は「沖繩」という主体の日米沖の関係における調整的位置の画定である。酒井が述べるように、これはマイノリティ神話の一つの形態であり、人種的で均質的な自己表象は、外部との民族的対形象的差異化により、措定さ

れた共同体内部の経済的、および性差の差異と不平等を後景化する働きを担う。

体制翼賛型少数者はまた、翻訳者＝立法者<sup>(57)</sup>として行政機関においても存在しているが、この主体は言わば行為遂行的な体制翼賛型少数者でありかつ沖繩に対する「寛容」の言説を率先して語る主体である。仲井眞稟政の沖繩県は、二〇一二年四月に地域安全政策課を設立する。地域安全政策課の研究員として発言する吉川由紀枝は、米・日・沖の差異の「空間化」と三項間のアイデンティティ配分を取り結び調整する体制翼賛型少数者の典型であると言える。「沖繩米軍基地についての誤解 (Mis understandings on the US Military Bases in Okinawa)」<sup>(58)</sup>と題した論文において、吉川の表象する沖繩県民は人口統治対象としての「沖繩県民」であり、ここに意識の空間化の巧妙な峻別が行われている。論文は英語で執筆されており、英語言説体制に向けて「翻訳」されたものである。

吉川の論理が興味深いのは、「沖繩は基地経済に依存している」「沖繩米軍基地について『サラミ・テクニク』を用いている」「沖繩は金が欲しいだけだ」という三つの仮説を提示しながらそれらを否定するなかで、沖繩の経済成長および日米同盟の物質的絆としての米軍基地の共在可能性のために、海兵隊基地のみを撤去対象として浮かび上がらせることで、日米沖間

の資本と軍隊のエコノミーの調整装置（および嘉手納基地統合案）として機能していることである。発表の後、論文は沖縄側から批判を受けたが<sup>60</sup>、吉川は論文において積極的に「沖縄人口」の欲望の語りを引き受けるかのように演じつつ、世論調査などの「人口科学」の手続きを経ることなく人口の政治偏向を構成していく。吉川は、日米国家間に位置しながら同時に日米政府に対して沖縄の「人口」の欲望を「翻訳」する主体として登場する。この主体形成はフーコーが述べるころの三つの権力機能、すなわち「法は禁止する。規律は命令する。それに対して、安全は本質的に言って禁止も命令もせず——しかし実際には禁止と命令の側にあるいくつかの道具を手にし——、ある現実に応答する」<sup>61</sup>という権力機能（法・規律・安全）を鑑みれば、人口の布置における沖縄の政治（人口）動態は、在沖駐留米軍と日米沖エリートの統治にとって「安全」水準であると明示しているのだ。これは吉川が（六〇％と定義し慌ててマジョリティと名付けること）<sup>62</sup>「人口」としての沖縄県民に対して呼びかけるといふ発話構造そのものに支えられている。（政党）政治的な関心を持たないと措定される沖縄のマジョリティの身体は、政治学—人口学がその知の中で焦点化する制限主体に他ならないのであり、逆説的だが、マジョリティは基地問題に大した関心を示しておらず、よって基地の現状維持、あるい

は返還を求める声はマイノリティに過ぎないというロジックを成立させようと試みているのである。さらに論文は「まず暫定的に海兵隊を岩国、嘉手納、プラス／あるいは自衛隊基地に移動することで普天間を空にし、日本政府が普天間代替施設として適切な場所を探す時間をかせぎ、そしてその場所に普天間基地を移設」<sup>63</sup>することは検討に値すると述べる。これは二〇一二年における辺野古と高江における新基地建設に対する仲井眞県政の政治的立ち位置を表しており、これが沖縄の発話主体として読み替えられていったのである。

酒井が述べるように、翻訳者は一つの「境界」として、二つの国民国家言語（圏）を分離し純化させていく。これにより日米は別々に行動しているという分離的主権が担保されるが、まさにそのことにより戦後日本統治をめぐる日米のトランス・パシフィックな「共犯性の関係」<sup>64</sup>は完成される。同時に、米軍自体の人口動態は法により公開を規制され、民間人は米軍「人口」の動態を把握することが困難になる。これにより米軍要員の越境的なフーコーを不可視化し、米軍の沖縄における認識論的「分離」<sup>65</sup>を完成させるのである。

## 六 オスプリーの政治経済学と非人間の純化

### ——環境保護の「自然化」という陥穽

一九九六年一二月のSACO最終合意から一六年後の二〇一二年、沖縄での大規模な反対運動を押し切って配備されたMV-22オスプリーはどのように運用される計画だったのか。真喜志好一がいち早く考察していたように<sup>66</sup>、SACO合意における米軍再編計画は北部における海兵隊の一大拠点建設であった<sup>66</sup>。米国防総省の環境影響評価書（二〇一二年）によれば、新設されたMV-22オスプリー飛行中隊訓練は、現存の訓練区域である伊江島訓練施設（ISTF）、北部訓練場（NTA）、そして中部に位置する中央訓練場（CTA）に跨がって展開される。これはもともと配備されていたCH-46E型ヘリ中隊が利用していた訓練施設を受け継ぐ形で展開され、MV-22オスプリー飛行中隊訓練は、合計五〇箇所の着陸帯を離着陸作戦に必要としていた<sup>67</sup>。この作戦には、全ての在日海兵隊のCH-46型ヘリを海兵隊普天間基地のMV-22中隊二隊に置き換えることも含まれていた<sup>68</sup>。海兵隊のオスプリー中隊配備計画の一つの拠点対象となったのが、残存する北部訓練場に新設予定の六つのオスプリー・パッド（LZ17、17b、N11a、N11b、H、G）である。

既存のオスプリー・パッドの周辺には、ノグチゲラを始めとして、ヤンバルクイナ、ホントウアカヒゲ、アマミヤマシギ、カラスバトなどの絶滅危惧種や、その他多くの希少な虫類、両整理、昆虫が生息している<sup>69</sup>。さらに新設予定の六つのヘリパッド周辺には、上記の絶滅危惧鳥類や希少動植物に加えて、オキナフセッコク、クニガミトンボソウが絶滅危惧植物種として発見されている<sup>70</sup>。しかし防衛局の環境影響調査は、沖縄県環境影響評価条例（一九九七年六月公布、一九九九年六月施行）を順守している訳ではなく「自主アセスメント」であることは指摘する必要がある。防衛局は環境影響評価条例には「ヘリポート」と記載されており「ヘリパッド」ではないという理由で県の基準に従わずに、県行政と市民運動の介入を排除する形で、自ら環境調査を行うことで正当性を担保しようとした<sup>71</sup>。「ヘリパッドいらない」住民の会と支援団体は二〇一〇年の沖縄防衛局長に対する公開質問状において、この点を鋭く指摘し、県環境条例に沿ったアセスの実施を求めていた<sup>72</sup>。

しかしながら「特定の動植物の生態系を守る」という限定的範囲での環境アセスメントは、それ自体に限界を内包している。一九七〇年の伊部岳実弾演習場建設阻止闘争において、当事者自治体であった国頭村は、ヤンバルクイナの鳥獣保護区が建設予定地に含まれていることを訴えた。これは闘争において

一定の効果を持ってはいたが、結果として村民の生活環境保護を含めた解決ではなく、特定の動植物を保護する名目で米国・米軍政は実弾演習こそ中止したものの、基地は保持し訓練を継続したのであった<sup>26)</sup>。同様にヘリパッド建設のために行われた環境アセスメントの方法論（計量地理学的メッシュ化による土地の計量化、動植物、地質、大気および飛行騒音の計量化による評価）は、生活する人々を含めた生態系への配慮というよりも、自然科学において対象化された非人間世界においてのみ適用されていた。環境影響評価の方法論はフーコーの述べる統治性の権力の一側面を成している。つまり、人口を巡る政治的言説において「人種化」され「生きる必要がない」と名指される高江の人々は、環境影響評価という自然科学の方法論内部においては「自然」から分離され対象外とされることで「生きるに任せる」対象として主体化される。つまり「人口」からは生きるに足りない外れ値として除外され、さらに「自然」からは「人間」として除外されることで生態系の循環から不可視にされる。ゆえに、高江の人々は社会―自然という言説の双方から二重にその存在を除外され、言わば残余として位置づけられるのである。

## 七 おわりに

### 「人種化」から「統治される者——モノの権利」の抗争的諸編成へ

これら関係的主体化および従属化の力は、運動主体を様々な回路から捕捉する。反基地闘争の非暴力直接行動による実践は、フーコーの先の権力定式（法・規律・安全）を思い出すならば、権力回路に包摂されると同時にその外部に排除される「西洋の否定」としての残余<sup>27)</sup>主体から開始される闘争である。残余としての主体は力の多様なレベルにおいて生成される。それは国民国家行政の知や司法による禁止と命令、さらには市民社会の同化圧力という規律、あるいは「二級市民」あるいは「人間以下」という地位に留め置かれる人種化として効果する。この「二級市民」「人間以下」と「一級市民」「人間」の間の差異において、「普遍―西洋」を自認するマジヨリテイ編成は転落の恐怖を抱くのであり、この恐怖は残余を排除することでしか、自らの不安を取り除くことができないという論理に基づいている。しかし残余を作り出したのは他でもない「普遍―西洋」自身の対形象的幻想なのであり、「普遍―西洋」としての「日本人」主体が常に自らが「非日本人」主体であることに不安を抱えることで、「非日本人」である自らを否認するという二重の

否定を通して『日本人である』同一性<sup>75</sup>を確認するのだ。

他方、統治権力に曝されつつも、直接行動の現場は、人間と非人間の共在的な編成をめぐる「社会的なものの構成における不断の抗争的プロセス」<sup>76</sup>としてある。異質な関係的存在を、衝突不可能性を介していかに共在させていくのかを実践する現場が、まさに抗争の政治学<sup>77</sup>として開かれていく運動の現場なのである。高江の座り込みは住民と支援者を基盤としながら、非暴力直接行動に根ざしつつ継続されている。座り込みによる非暴力直接行動は、酒井隆史がアフロ・アメリカンの解放実践と思想を考察するなかで述べたところの、(一)社会の中に制度化されている構造的暴力、そして(二)コミュニティのはらむ潜勢力、を同時に浮かび上がらせることを目的としている<sup>78</sup>。自らの生を構造的に規定する暴力に抗いつつ、同時にいつまでもそのような暴力の行使をする、「黙ってないぞ」という、対抗ヘゲモニーを構築する技術として非暴力直接行動は存在している。座り込みにおける長期の対立は、対立せざるを得ない末端の人々にとって、傷を負うものとしてもあることは他方で指摘できよう。しかしだからこそ、所与の空間での生を豊かにし、個人の意見が尊重されるような現場作りが実践されたり、音や自然との関係を通して自己の統治の再編が試みられたりするのだ<sup>79</sup>。座り込みという動詞的实践はゆえに敵対性のトポスにお

いては一点に留まることだが、常に抗争的な交渉を通した諸編成によりむしろ関係性としてはインテンシヴな「運動」を間断なく行っている。時には「運動」により疲弊する自己の統治の速度を緩め、一時的な距離を保ち、もう一度人間の共在性へと自らを投企すること。その繰り返す円環の差異が、異なる現場の編成をまた作りだしていくのであり<sup>80</sup>、また異なる自己による自己統治を到来させるのである。

このような不均衡な対形象的主体形成の相補的で(ネオ)リベラルな調整に抗う脱軍事化の社会運動は、市民の権利としての「人権」よりも根底的な権利を要求している。なぜなら「人権」を訴える者の位置は、逆説的だが人権—市民権の外部より開始されるからであり、「人権」を訴える者の位置の政治的権利をも要求するからである。しかし「寛容」の政治が覆い隠すのは、人権—市民権が常に/既に国家と市民社会において不平等に分配されているという現実であり、その現実を隠しきれなくなったとき、差異の言説は、人種的な言説を動員し「人権」の平等への道を——しばしばリベラル市民社会のお行儀の良い規律化を経由しながら——阻害し始めるのである。諸言説の発動が市民社会の「安全」という名の下に国家統治と連携されながら進められる際には、人権—市民権の擁護は益々困難を極める<sup>81</sup>。この普遍主義が不可避的に持つ規範と例外主義を回避し

ながら、普遍主義をさらなる権利として要求し続けることはいかにして可能だろうか。

その可能性の一つとして、酒井隆史がフーコーを介して述べた「統治される者の権利」<sup>82</sup>が挙げられよう。この権利は「国籍や事実上の市民権」<sup>83</sup>のような資格を必要とせず、万人が既に分有している「統治される者」<sup>84</sup>であるという事実が根拠となるような市民権である。高江の住民は、国家からも市民社会の主体である「日本人」人口あるいは対抗的主体である「沖縄人」人口からも事実上排除されている<sup>85</sup>。「二級市民」や「市民以下」、あるいは非国民や時代の残余<sup>86</sup>として主体化された人々の結節点としての社会運動の場、これは個人的自己統治と全体的統治を同時に塗り替えるための戦略的な空間的ヘゲモニーとして現れる。そのような空間は、現場における TENT、生物、そして人間などによる仮初めの凝集性として構成され、同時にそれぞれの立場で非日常の座り込みに参加する支援者の日常の自己／他者統治の諸空間（労使関係、家族、ジェンダー配分など）とも接続される。だからこそ、直接対峙が行われる非暴力直接行動の現場において争点を盛り上げる「敵対性」<sup>87</sup>を

構築すると同時に、「統治する者／される者」という末端同士の関係性を「統治される者の権利」として塗り替えようとする試みが——計測可能な人口モデルおよびその調整的帰結としてのアイデンティティ配分により眼前の人間を認識しない実践として——、運動の敵手への語りかけを通して、あるいは外の空間に向けて不断に行われているのだ。統治権力が介入する目的はゆえに、直接行動の対立軸に常に／すでに開かれている「統治される者」同士の潜在的な共同性を切り崩し、その可能性を未発のものにし、さらに人口内部に常に分断線を引き直していくことである。「人種化」および「寛容」と、「統治される者の権利」がせめぎ合う場としての非暴力直接行動には、これらの様々な分断線に抗う抵抗線／逃走線を創りだしては「統治される者」の多様な形態を通して、人権—市民権を権利たらしめる道を、法の内外に発見し<sup>88</sup>、多様な編成で連結していくことが賭けられているのである。

謝辞 二名の査読者から貴重なコメントを頂いた。ここに感謝を申し上げたい。

- (1) 拙稿「二〇一三 a」『沖繩社会運動を「聴く」ことによる多元的ナショナリズム批判へ向け』——沖繩県東村高江の米軍ヘリパッド建設に反対する盛り込みを事例に「『沖繩文化研究』第三九号、一五九—二〇九頁を参照されたい。
- (2) 土井智義、二〇一三「米国統治期の『琉球列島』における『外国人』（『非琉球人』）管理体制の側面——一九五二年七月実施の永住許可措置を中心とし」、『沖繩県公文書館研究紀要』第一五号、三三—五〇頁および二〇—二二「米軍占領期における『国民』／『外国人』という主体編成と植民地統治——大東諸島の系譜から」、『沖繩文化研究』第三八号、三八—五三頁。米軍政は大きく分けて琉球列島米軍政府時代（一九四五年三月—一九五〇年十一月）、琉球列島米国民政府時代（一九五〇年十一月—一九五七年六月）、高等弁務官時代（一九五七年六月—一九七二年五月）に区分できるが、本論においては一九四五年から一九七二年までの米国の「沖繩」統治を指すものとして使用する。
- (3) 土井智義、二〇一四「米国統治期における在沖奄美住民の法的処遇について——琉球政府出入管理庁文書を中心として」、『沖繩県公文書館研究紀要』第一六号、一一—三六頁。
- (4) Doreen Massey, 2005, *For Space*, London: Sage, p. 101. (＝森正人・伊澤高志訳「二〇一四『空間のために』」月曜社、一九六頁。)
- (5) Dida.
- (6) Clifford Geertz, 1973, *The Interpretation of Cultures*, New York: Basic Books.
- (7) 森正人、二〇一四「訳者解説」『ホスト人間中心主義の空間』マッシュ、上掲所収、三九四頁。
- (8) Bruno Latour, 1983, *We Have Never Been in Modern*, Cambridge: Harvard University Press. (＝川村久美子訳「二〇〇八『虚構の「近代」——科学人類学は警告する』新評論。』春日直樹編、二〇一—『現実批判の人類学——新世代のエスノグラフィ』世界思想社。
- (9) Wendy Brown, 2005, *Regulating Aversion: Tolerance in the Age of Identity and Empire*, Princeton: Princeton Press. (＝向山恭一訳「二〇一〇『寛容の帝国——現代リベラリズム批判』法政大学出版局。)
- (10) 拙稿「二〇一三 a、二〇一三 b」『占領に抗う——東村高江のヘリパッド建設反対闘争』田仲康博編『占領者のまなざし——沖繩／日本／米国の戦後』せりか書房、一八二—二〇六頁。
- (11) 湧田ちひろ「ヘリの影 住民不安／高江着陸帯工事再開一カ月／二四時間警戒／風圧被害究明進まず」『沖繩タイムズ』二〇一一年一月二二日朝刊。
- (12) (一) 普通交付税の算定項目に安全保障への貢献度を加えたこと。(二) 総理本府の所管で行われた島田懇談会事業（一九七—二〇一二年度・約八六八億円支出）。(三) SAC O 交付金・補助金。(四) 北部振興事業（二〇〇—二〇一一年度・一一二〇億円予算）。(五) 米軍再編交付金（二〇〇七年度から）。特に(五)の米軍再編交付金は、米軍再編の進行状況に伴い、補助金の配分が増減する仕組みになっており、あからさまな財政と政治の結合であると指摘される。（川瀬光義、二〇一三『基地維持政策と財政——日本経済評論社、二〇一—〇七頁。』）
- (13) 島袋純、二〇一〇『沖繩の自治の未来』宮本憲一・川瀬光義編『沖繩論——平和・環境・自治の島』岩波書店、二五—二五三頁。
- (14) 「抗議でもみ合い住民転倒し打撲／高江ヘリパッド工事」『沖繩タイムズ』二〇一一年二月二七日朝刊。
- (15) 「国、早朝に工事強行／ヘリパッド移設／反対派ともみ合い」『沖繩タイムズ』二〇一一年二月二四日朝刊。
- (16) 二〇一四年八月現在の沖繩の「島ぐるみ」市民運動も高江の住民運動に言及していない。阿部小涼はこの「島ぐるみ」の政治的境界に對し批判的に言及している。（論壇 北部訓練場閉鎖要求を「島ぐるみ」の闘いを高江でも」『沖繩タイムズ』二〇一四年八月一七

- 日)。
- (17) 「高江訴訟判決要旨」『沖縄タイムス』二〇一二年三月一五日朝刊。
- (18) 「高江ヘリパッド/完成ニカ所を先行提供/月内にも」『琉球新報』二〇一四年八月九日朝刊。
- (19) 「ヘリパッドいらない」住民の会」高江裁判最高裁上告棄却」二〇一四年六月一八日 [http://takeaidanet/e6144213.html] 二〇一四年八月二日アクセス。
- (20) 「社説」/高江ヘリパッド/県民同士が闘う不条理」『沖縄タイムス』二〇一二年二月二五日朝刊。
- (21) ミシェル・フーコー(石田英敏・小野正嗣訳)『二〇〇七『社会は防衛しなければならぬ』—コレージュ・ド・フランス講義一九七五—一九七六年度』筑摩書房、二五—一頁。
- (22) 同上、二五—二頁。
- (23) 同上、二五—三頁。
- (24) 同上、二五—四頁。
- (25) 同上、二五—四—二五—五頁。
- (26) Brown, op. cit. p. 75. (上掲二〇二頁)
- (27) とりわけ Brown, 2005の第四章を参照されたい。
- (28) これは古くは、フランス人権宣言において「人権」と「市民権」が分離されていることを巡る論争から始まる認識である。人権論のフランスにおける系譜については宇野重規『保守主義と人権』市野川容孝、二〇一一『人権の再問』法律文化社、一五八—一七六頁を参照されたい。
- (29) 宇野(二〇一一上掲、一六六—七頁)は、マルクスが「ユダヤ人問題によせて」において「国家の/市民社会的個人の分離を説明する際に、フランス語(société)とcitoyen)とブルジョア(bourgeois)とcitoyen)をもち出していることに言及している。当時のマルクスが「利己主義の人間に基礎を置く社会を批判し、疎外を乗り越え人間的解放を求めた」とはいえ、「人権を利己主義と結びつけ、そのような人権の強調が人と人を切り離し、互いを独立させるものである」という批判は、それ自体としてみれば、同時代の多くの保守主義者と共通するものであった。宇野のマルクスの引用箇所(一六七頁)は、「原書では以下を参照された。(Karl Marx/Friedrich Engels, *Werke*, (Karl) Dietz Verlag, Berlin, Band1, Berlin/DDR, 1976, S. 347-377, 1. 5. Korrektur. Erstellt am 30. 08. 1999)。
- (30) Alberto Melucci, 1996, *Challenging Codes: Collective Action in Information Age*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (31) 富山一郎、一九九〇『近代日本社会と「沖縄人」—「日本人」になるとどう』日本経済評論社、二八—一頁。
- (32) 酒井直樹、一九九七『日本思想という問題—翻訳と主体』岩波書店、二八—二九頁。
- (33) これはまさに、ブラウンが述べるところの「寛容」であり、いかにして嫌悪を管理するのかというリベラル政治の統治技術の根幹を担うものである。
- (34) 多田治、二〇〇八『沖縄イメージを旅する—柳田国男から移住ブームまで』中央公論新社。
- (35) Kurayoshi Takara, 2013, "The 'Okinawa Base Problem' As Seen From History," Hashimoto Akikazu, Mike M. Mochizuki, and Kurayoshi Takara (ed.) *The Okinawa Question: Fuwena, the U.S.-Japan Alliance, and Regional Security*, Okinawa: Nansai Shoto Industrial Advancement Center.
- (36) こっぴ使用される「国家的」という言葉の範疇は、土井(二〇一四、一三頁)が述べているものと定義される。土井は「琉球列島」を「国家」と定義付けるに当たって以下のように述べる。「①領土的に限定された施政領域を形成すること ②植民地主義批判が形式的に普遍性をもつ国際関係のなかで従属的領域として設定されたこと ③支配者と被支配者との分離を正当化する論理が設定されたこと」という三点から、「国家」形態を持ち且つ植民地的な『植民地的国家』として『琉球列島』を見る。ここで重要なのは、『植民地的国家』を、近代的な権力レジームのなかで構成される諸『国家形態』の不等な関係性を相互的かつ階層的に関連し合うグローバルな権力の展開の中に配置されたものとして考えることだ。」
- (37) 中裕裕司(中沢みい原作)二〇〇二『ホテル・ハイビスカス』(九二分)が典型的なク

リシエである。

- (38) 植民地統治において市民的経済的主体化という西洋の啓蒙図式から、権利を求めるとしての市民的主体が予め否定された上で登場するのが、植民地におけるホモ・エコノミクスとしての主体形成であるとするUma Karpagamの議論は示唆的である。統計の技術の地域や地方への浸透と、商品を計算し尽くすという植民地と宗主国を取り結ぶ統治の関係性は、様々な統計自体に価値と権威を付与しながら、それ自体を一つのフロアとして成立させ、「経済」なるものを一つの総体として構築する。その過程で「諸個人(individuals)」という一九世紀自由主義に基づいた「権利を求めるとしての市民的個人(citizen-individual)」は、植民地における自由主義の文脈では達成されることはない。むしろ「商業の交換という新たな領域へと強制された個人は、市場経済におけるホモ・エコノミクスになり得る」個人として想定される(Uma, Karpagam, 2000, "Colonial governmentality and the 'economy,'" *Economy and Society*, 29 (3), 418-438; 420)。このような論理において市民—経済個人主義から、市民としての権利要求を予め禁止されたものとして、植民地統治性における非市民—経済個人主体が出現する条件が設定される。
- (39) 「工事反対」「合点いかぬ」／高江ヘリパッド移設／防衛局長、強制排除は否定枯れ」『沖縄タイムズ』二〇一一年二月二十五日朝刊。
- (40) 「高江ヘリパッドフェンス工事／民主県連『住民に説明を』」『琉球新報』二〇一〇年二月二〇日朝刊。
- (41) 村長は県内外からの発言への批判に対し、同年二月二七日に高江区の臨時協議会で発言を撤回し、謝罪した。この「二割」発言に関して、徳田匡が二〇〇八年十一月一〇日の沖縄タイムズにおいて「人種化」の論理であることを的確に批判している。
- (42) 建設立地は、その後公開された那覇防衛施設局(現沖縄防衛局)(二〇〇六、『北部訓練場ヘリロプター着陸帯移設事業(仮称)環境影響評価図書』)と米国防総省(2012, *Final Environmental Review for Basing MF-22 Aircraft at MCAD Futenma and Operating in Japan*, [http://www.mnd.go.jp/j/approach/amp/osp/rev/rev\\_review.pdf](http://www.mnd.go.jp/j/approach/amp/osp/rev/rev_review.pdf), 二〇一四年八月二八日アクセス)の環境影響評価書に、当該地域において最も環境負荷が小さい地域として選定されている。しかしこの選定方法については地元住民を含めた民主的手続きの欠如、および人間の生活環境への影響評価が著しく欠如しているという認識論的な諸問題が内包されている。
- (43) SACO報告内では、北部訓練場の過半(約三九八七ヘクタール)と記されているが、二〇一三年現在の北部訓練場の施設面積七八二四・三ヘクタールを割ると、五〇・九五%が返還されるということになる。知事公室基地対策課「二〇一三」FAC六〇〇一北部訓練場」<http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichiau/1172.html>, 二〇一四年八月二八日アクセス。
- (44) Brown, op. cit., p. 203. (上掲二七七頁)
- (45) Ibid., p. 204. (同上二七九頁)
- (46) Ibid.
- (47) Ibid.
- (48) Ibid.
- (49) Ibid., p. 202. (同上二七六頁)
- (50) Ibid., p. 96. (同上二〇三頁)
- (51) 酒井直樹「二〇〇八」希望と憲法日本国憲法の発話主体と応答」以文社、二八四頁。
- (52) 同上。
- (53) 大城常夫・高良倉吉・真栄城守定編著「二〇〇〇『沖縄インシアティブ—沖縄発・知的戦略』ひるぎ社。これに対する批評が多くの知識人から成された。その多くは二〇〇〇年の『沖縄タイムズ』で(新川明、新崎盛暉、仲里効、石原昌家、比屋根照夫、目取真俊)表明された。
- (54) Takara, op. cit., p. 7.
- (55) Ibid., p. 10.
- (56) Ibid.
- (57) 酒井、上掲、二八〇—二八二頁。
- (58) Yukie Yoshikawa 2012, "Misunderstandings on the US Military Bases in Okinawa," *Csis.org* [<http://csis.org/files/publication/pac12244.pdf>, Accessed June 28, 2013]. ガン・ローマック・乗松聡子「沖縄についての『誤解』—沖縄県「地域安全政策課」主

- 任研究員の米国シンクタンク寄稿文について」二〇一二年四月一日 [http://peacephilosophy.blogspot.jp/2012/04/blogpost\_18.html, 二〇一三年六月二日アクセス]。
- (59) 宮城康博などが批判のコメントを展開している。
- (60) ミシェル・フーコー (高桑和巳訳)「二〇〇七『安全・領土・人口——コレージュ・ド・フランス講義一九七七一—七八年度』筑摩書房、五七頁。
- (61) マコマック・乗松、前掲の翻訳文には、以下のように記されている。四月一二日の時点でプリントアウトした記事には、「大ざっぱにいうと、沖縄では基地賛成は二〇%、反基地は二〇%、残りの六〇%は物言わぬ多数派」と、具体的な数字がついていたが、四月一日の時点でこの部分は削除されている。」マコマック・乗松、同上、および Yoshikawa, op. cit., p. 2.
- (62) 酒井、二〇〇八上掲、二三頁。
- (63) 土井、二〇〇四上掲、三四頁。
- (64) 真喜志好一、二〇〇〇「SACO合意のからくりを暴く」真喜志好一・崎浜秀光・東恩納琢磨・高里鈴代・真志喜トミ・国政美恵・浦島悦子著『沖縄まもうだまされな——基地建設SACO合意のからくりを撃つ』高文研、六一—一三八頁。
- (65) 鳥山淳、二〇〇九「一九五〇年代沖縄の軍用地接収：伊江島と伊佐浜そして辺野古」『歴史評論』七二一、一八二頁。
- (66) Department of Defense, 2012, *Environmental Review for Basing M7-22 Aircraft at MCAS Futenma and Operating in Japan*, p. ES-3. [http://www.mod.go.jp/y/approach/ampo/osprey/env\_review.pdf, accessed on July 20 2014]
- (67) Ibid., p. ES-4.
- (68) Ibid., pp. 4-39.
- (69) Ibid., pp. 4-43.
- (70) 金高望、二〇〇九「公開法廷で審議を／不明確な『国策上の損害』」『沖縄タイムズ』二〇〇九年三月一六日朝刊。
- (71) 沖縄・生物市民ネットワーク、二〇一〇「高江ハリバッド建設計画に関する公開質問状」六一—九頁。[http://www.jcnap.org/HHK/2010/624take.pubuquest.pdf, 二〇一〇年八月一日アクセス]
- (72) 比嘉康文、二〇〇一「鳥たちが村を救った」同時代社を参照された。
- (73) 酒井、二〇〇八上掲、二六七—二九一頁。
- (74) 同上、二八二頁。この自らの「非日本人」であることの否定は、決して抑圧的のみに規定されていないはずである。むしろ富山(上掲二八二頁)が述べるように、危険を回避した自己同定の「喜び」として感覚されることさえあるだろう。
- (75) Massey, op. cit., p. 147. (上掲二七八頁)
- (76) Ibid., p. 148. (同上二七九頁)
- (77) 酒井隆史、二〇〇四『暴力の哲学』河出書房新社、四九—一五〇頁。
- (78) 社会運動空間の重層性、および人間の自然に生きる生物種へ認識を通した反省的「人間化」としてのアートについては拙稿二〇一四「直接行動の解釈学——沖縄県東村高江の米軍基地建設に反対する盛り込みを事例に」『社会システム研究』第二九号、立命館大学、九五—一一八頁、を参照されたい。本稿では紙幅の関係で十全に展開できなかったが、軍事設備や軍事ヘリコプターなどの非生物学的モノの諸編成(商品化および統治の対象化)と人間内の位階的構成のシメトリカルな歴史的関係性、およびそのような人間—非人間による社会運動については別稿で論じる。
- (79) 繰り返して反復／反覆することの可能性については、阿部小涼、二〇一一「繰り返り変わる——沖縄における直接行動の現在形」『政策科学・国際関係論集』一三号、六一—九〇頁が示唆的である。
- (80) 人権と安全の近代社会における分ちがたい承譜の考察としては、市野川容孝、二〇一一「安全性の論理と人権」市野川編『人権の再問』一九七—二四頁を参照された。
- (81) 酒井隆史、二〇〇一『自由論』青土社、三九—八頁およびミシェル・フーコー(石田靖夫訳)、二〇〇〇『クラウス・クロワッサンは送還されるのだろうか』連貫重彦・渡邊守章監修『ミシェル・フーコー思考集成六——セクシュアリティ・真理』筑摩書房、五〇—二頁。〔=1997, "Vaton extrader Klaus Croissant",
- (82)

*Dis et écrits*, n°210, p. 362.)

(83) 酒井、同上、四〇一頁。

(84) 同上。

(85) 阿部、二〇一四前掲を参照されたい。また阿部、二〇一四前掲、六八頁で述べられているように、高江の運動はアイデンティティ・ポリティクスが「座り込むことで現場に創造される親密圏」との間で相対化されている。しかし同時に、映画『標的の村』（三上智恵監

督、二〇一三年）では、自らを「住民」と語る運動側の人物が、工業者の作業員から「ナイチャーだろ、帰えーれ」と呼ばれる場面がある。ここにおいては「沖縄人主体」から「住民と支援者」に対する人種的発話が作用している。ゆえに、アイデンティティ・ポリティクスによる人口統治権力は、運動内部をも主体を媒介しながら貫通していく。そこにはかつて復帰運動や階級闘争の時代に

おいて主要な役割を担った労働組合員も含まれよう。

(87) 酒井隆史、二〇〇四上掲、三九―四〇頁。

(88) (憲) 法を「法たらしめる」ことに關しては、新城郁夫、二〇〇四「法を問ひ法を求める人々への信頼——徐永植さんへの応答——『前夜』第一期、二二八―二三五頁が示唆的である。